

# 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）手続きについて

長野労働局長登録教習機関  
日本技能教習所有限会社

## 記

- 1 助成金の支給となる機関 長野労働局
  
- 2 対象となる建設事業主
  - ① 資本金が3億円以下または、常用労働者が300人以下の事業主
  - ② 雇用保険に加入し料率が1000分の12.0の事業主
  - ③ 雇用する労働者に技能講習を受講させ、その期間賃金を支払っていること。
  - ④ 受講者が雇用保険の被保険者であること。
  
- 3 支給内容
  - 経費助成
    - ① 雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主  
支給対象費用の3/4
    - ② 雇用保険被保険者数21以上の中小建設事業主
      - 35歳未満 支給対象費用の 7/10
      - 35歳以上 支給対象費用の 9/20
  
  - 賃金助成
    - ① 20人以下の中小建設事業主 1日当たり日額 7,600円
    - ② 21人以上の中小建設事業主 1日当たり日額 6,650円  
受講日数を乗じた額

## 手続き方法

受講申込書の下段に助成金に関する項目がありますので、記入して提出して下さい。

- 1 講習前に事業主と当教習所との間で
  - ① 技能実習委託契約書の締結 2通  
相互契約ですので、2部作成し1部は受講者に持参させてください。
  
  - ② 受講料請求書の送付
  
  - ③ 請求書により銀行振込依頼  
助成金対象の場合は、振込手数料をご負担いただきますが銀行振込み  
でお願いいたします。

## 2 助成金請求書について

講習が終了後 用紙を送ります。2ヶ月以内に提出いただきますが、添付書類については、その時に解るようにお送りします。書類を揃えて提出いただければ、当方で一括手続きをいたします。

### 該当する技能講習

玉掛け技能講習

車両系建設機械運転技能講習

車両系建設機械（解体用）運転技能講習

小型移動式クレーン運転技能講習

高所作業車運転技能講習

平成30年10月より講習事前に提出する計画届けが廃止されました。

建設業でも雇用保険料率 1000/1 2.0 の事業主しか対象になりませんので、ご確認ください。